非財務情報の開示に関する現状と課題 一知的財産報告および環境・CSR 報告一

阪 智香

- I 企業情報開示における知的財産報告、環境・CSR報告の位置づけ
- Ⅱ 知的財産報告
- Ⅲ 環境報告·CSR報告
- Ⅳ 非財務情報の開示に関する課題

I 企業情報開示における知的財産報告、環境・CSR 報告の位置 づけ

本稿では、企業の情報開示の中でも、知的財産室が取り組んでいる知的財産報告、および、環境管理部や CSR 推進室が取り組んでいる環境報告・ CSR 報告について取り上げる。知的財産報告や環境報告・ CSR 報告は、現状では図表1のように位置づけられており、いずれも任意開示情報である。しかし、知的財産や環境・ CSR への取り組みが企業価値に影響を及ぼすようになってきている中で、その取組状況について積極的に情報を開示し、社会からの評価を受け、経営に反映していくことが重要となってきており、知的財産報告や環境報告・ CSR 報告の役割が大きくなってきている。 そこで、以下、第 II 節では知的財産報告について、第 II 節では、環境報告および CSR 報告について、その意義、ガイドライン等の制定の動き、開示状況等について順に述べていくこととする。

ド 情 報) 予想情報(ソフト情報) 績情報(ハー 「有価証券報告書等の 財 「決 算 短 信| (海時開示) 金融商品取引法開示」 和 法定開示 ◎ 決算情報 務 ◎ 連結財務諸表 ◎ 業績予想 文 親会社単体財務諸表 情 ア 報 ● 業績予想の根拠 経営者 非 従業員の状況 事業環境 財 ● 環境報告書(任意開示) 事業展開を支える経営理念と経営ビジョン(任意開示) 事業等のリスク 務 財政状態又は経営 ● 中期の経営目標とリスク(任意開示 ● 社会責任報告書(任意開示) 成績の分析 情 ル ● 知的財産報告書(任意開示)

● 技術力説明(任意開示)

図表 1 わが国の企業情報開示の現状 一知的財産報告書、環境・CSR 報告書の位置づけ」ー

Π 知的財産報告

報

1. 知的財産報告の意義

知的財産が注目されている背景には、企業価値のバリュードライバーが、 土地、設備資産などのタンジブル(有形資産)から、見えざる国富であるイ ンタンジブル (無形資産) にシフトしていることが指摘できる。例えば、 2005年(平成17年) 3 月末現在の東証1部上場企業(金融・保険・電気・ガ スを除く)のうち時価総額上位200社のタンジブルとインタンジブルの比率 をみると約3対1となっている2。このようなインタンジブルは、外部から 取得した資産を除き財務諸表に計上されていないため、優れた知的財産をも つ企業であっても、それをステークホルダー(取引先、顧客、株主・投資者、 従業員、地域社会など)が十分に認知・評価することできなかった。そこで、 企業は、財務諸表だけでは十分に表現することができない知的財産や知的財

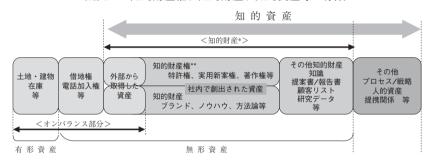
レポート(知的資産を含む企業経営の MD&A)

経済産業省「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」、2007年、81頁。

²⁾ 広瀬義州『知的財産会計』税務経理協会、2006年、3頁。

産を活用した経営手法について、ステークホルダーに対して開示する必要が でてきたのである。

なお、知的財産とは、図表2に示すように、特許権、商標権、著作権などのインタンジブルズまたは無体財産のうち法律で保護されるもの(知的財産権)の他に、最近では、ブランド・ノウハウ等やその他の知的財産といったインタンジブルズと同義にきわめて広い意味で用いられている³⁾。



図表 2 知的財産権、知的財産、知的資産等の分類4

知的財産や知的財産を活用した経営手法について情報開示することによって、企業や投資者等が得られるメリットには、図表3に示すようなものがある50。

図表3 知的財産報告を実施・利用するメリット

企業が知的財産報告を行うメリット	投資者等が知的財産報告を利用するメリット
①企業価値が増大する ②経営資源が最適に配分される ③資金調達が容易になる ④従業員のモチベーションが向上する ⑤知的財産への再投資が可能となる	①企業価値の分析精度が高まる ②企業のリスクを評価できる ③成長性の高い企業を見抜くことができる

³⁾ 同上、1頁。

⁴⁾ 経済産業省、前掲(注1)、6頁。

⁵⁾ 同上、6-9頁。

知的財産報告を実施することの企業にとってのメリットは次のようなものである。

- ①ステークホルダーに企業価値を正しく評価してもらうことで、株価の増大 が期待できる。
- ②自社の知的財産を再認識することで、価値創造につながる経営資源(人材、資金など)への最適な配分や集中投資が可能となる。
- ③企業の将来価値への期待や信頼を高めることで、投資者や金融機関からの 評価を得、資金調達が容易または有利となる。
- ④従業員が自社の知的財産経営の内容を知ることで、個人の仕事が企業価値 にどのように寄与するかが明確になり、モチベーションが向上する。企業 にとっては、自社の強みや魅力をアピールし、優秀な人材の確保につなげ ることもできる。
- ⑤企業価値が増大し資金調達が容易になることで、強みとなる知的財産への 再投資が可能となり、知的財産経営や価値創造の強化、次なる情報開示、 という好循環が生まれる。
- 一方、投資者やアナリスト等が知的財産報告を利用することのメリットに は次のようなものがある。
- ①従来あまり評価されてこなかった知的財産経営の分析を行うことで、企業 価値や将来価値の分析精度が向上する。このような評価が継続されれば市 場価値と本質価値との乖離も少なくなる。
- ②有価証券報告書の中でリスク情報の掲載が求められるようになったものの。、その内容は抽象的な表現に留まっているため、知的財産経営の開示内容を分析することで、企業の取り組み内容や将来の事業リスクが明らかになる。
- ③知的財産経営の分析を通じて、将来業績の予測に必要な企業の先行投資に

^{6) 「}企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年3月31日 内閣府令第28号)」によって、2004年4月以降、有価証券報告書において「事業等のリスク」等の開示の充実が求められるようになった。

関する情報を知ることができるため、企業の成長性を的確に見極めることができる。

このような知的財産情報の開示については、わが国でもその必要性が認識され、経済産業省から「知的財産情報開示指針」や「知的資産経営の開示ガイドライン」が公表されるなど、ガイドライン等の整備がなされてきた。これに先行して、海外では、北欧を中心に約10年前から開示がなされてきた。そこで以下では、知的財産報告に関する海外の動向をみた上で、わが国におけるガイドライン等の整備の状況および開示実態を取り上げることとする。

2. 知的財産報告の現状

(1) 海外の動向とその影響

海外における知的財産情報の開示は、スウェーデンのスカンディア社が1995年に「知的資本報告書」を公表して以来、北欧諸国を中心に発達してきた。知的財産情報の開示に関するガイドラインとしては、デンマークの「知的資本報告書—新ガイドライン」 71 、EU 6 か国の MERITUM (MEasuRing Intangibles To Understand and improve innovation Management) プロジェクトの成果として公表された「無形資産のマネジメントと報告のガイドライン」 81 、2004年にはドイツで「知的資本報告書ガイドライン」 91 が公表されて

⁷⁾ Danish Ministry of Science, Technology and Innovation, *Intellectual Capital Statements—New Guideline*, 2003. このガイドラインでは、知的資本として、従業員、顧客、プロセス、技術を対象としており、開示の枠組みは、①知的資産経営の理念、②経営課題、③具体的行動計画、④指標、である。財務報告法 (Financial Statements Act) では、知的資本報告書の作成は任意であるが、大企業で収益に重要な影響がある場合には開示が推奨されている (Danish Ministry of Science, Technology and Innovation, 2003, pp. 11-13, 47)。なおこのガイドライン以前に、Danish Agency for Trade and Induustry, Ministry of Trade and Industry, A *Guide for Interectual Capital Statements—A Key to Knowledge Management*, 2000. が公表されている。

⁸⁾ Proyecto MERITUM, Guideline for Managing and Reporting on Intangibles (Intellectual Capital Report), 2002. このプロジェクトは1998年から2002年にかけて実施され、無形資産の分類、マネジメント・コントロール研究、資本市場研究、ガイドラインの作成が行われた。このガイドラインによれば、知的資本を構成する要素は、人的資本・構

いる。これらは、企業の価値創造(ナレッジマネジメント)を報告の側面からサポートしようとするものであるが、創出されるべき価値の具体的内容、知的財産や知識の内容・区分、報告書の記載内容や表示方法については、ガイドラインによって差異がみられる¹⁰。

一方、アニュアルレポートで非財務情報を開示する動きもみられる。証券市場を重視するアメリカでは、財務情報を補足する観点から「経営者の討議と分析(MD&A, Management's Discussion and Analysis of Financial Conditions and Results of Operations)」が導入され、また、従来の会計報告の枠組みそのものを見直し、非財務情報を充実させたEBR(Enhanced Business Reporting)が提唱されている「10」。欧州においても、例えばイギリスでは、2006年11月に導入された会社法に基づき、ビジネスレビュー(Business Review)における非財務情報の要求事項が追加された「12」。

このように、海外における動向は、北欧を中心とした知的財産報告の流れ と、アメリカ等におけるアニュアルレポートでの非財務情報の開示の流れに 分類することができる。こうした動きの中で、わが国でも知的財産報告が整 備・普及されてきた。わが国のガイドラインに基づく知的財産情報の開示は、 北欧型に近いものと考えられる。以下では、わが国における知的財産報告に

造資本・関係資本の3つで、開示の枠組みは、①企業のビジョン、②無形資源と活動の要約、③指標、である (Proyecto MERITUM, 2002, pp. 13, 30-34)。

⁹⁾ German Federal Ministry of Economics and Labour, Intellectual Capital Statement-Made in Germany-Guideline, 2004. このガイドラインでは知的資本を構成する要素は、人的 資本・構造資本・関係資本の3つで、開示の枠組み例として①前書き、②企業概要、 ③成功とチャレンジ、④事業戦略とナレッジ戦略、⑤知的資本、⑥将来の見通しと手 段、⑦指標、という内容があげられている(German Federal Ministry of Economics and Labour, 2004, pp. 11, 31)。

¹⁰⁾ 古賀智敏『知的資産会計』東洋経済新報社、2005年、68頁。

¹¹⁾ アメリカ証券取引監視委員会 (SEC) は、1982年から「経営者の討議と分析 (MD&A)」の開示を義務化し、主要業績指標(非財務指標を含む)の開示を求めてきた。MD&Aで開示される主要業績指標(非財務情報を含む)には、知的財産に関連する情報も含まれる (Regulation S-K Integrated Disclisure Rules, ¶3295, ¶12,837)。また、アメリカで提唱されている新しい報告モデルである EBR においても、知的財産に関連する情報開示が含まれている。

¹²⁾ Company Act 2006, section 417

ついてみていくこととする。

(2) 知的財産報告のガイドライン等の整備状況

わが国では1990 年代に国際競争力が著しく低下したことの反省から、「知的財産立国」の国家戦略の下、総合的なアクションプランである「知的財産戦略大綱」をもとに、知的財産に関するさまざまな施策が実施されてきた(図表4参照)。

まず、2002年(平成14年)に経済産業省の私的懇談会「産業競争力と知的財産を考える研究会」が公表した報告書において、知的財産重視の経営を行うための具体的方策の1つとして知的財産に関するディスクロージャーの指針作りが提案された。この提案が、2002年(平成14年)7月に公表された「知的財産戦略大綱」に取り入れられ、そのなかの「知的資産の情報開示」では、「企業の知的財産関連活動が市場で正当に評価され、企業の収益性や価値を高めることができるよう、2003年(平成15年)度中に知的財産に関す

図表 4 知的財産報告をめぐるガイドライン策定等の動き

2002年6月	「産業競争力と知的財産を考える研究会報告書」
2002年6月	企業法制研究会・ブランド価値評価研究会 ブランド価値評価モ デルを公表
2002年7月	「知的財産戦略大綱」にて2003年度中の知的財産に関する情報開 示の指針策定を宣言
2003年3月	知的財産研究所(経済産業省委託)「特許・技術情報のディスクロージャーについて考える研究会報告書」
2003年3月	経済産業省「特許・技術情報の開示パイロットモデル」(知的財 産報告書の開示を推奨)
2003年7月	経済産業省「知的財産情報開示指針 (案)」
2004年1月	経済産業省「知的財産情報開示指針~特許・技術情報の任意開示 による企業と市場の相互理解に向けて~」
2005年10月	経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」
2006年7月	日本公認会計士協会「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」(経営研究調査会研究報告第29号)

る情報開示の指針を策定する」とされた。その後、経済産業省は、(財)知的財産研究所に調査研究を委託し、その報告書「特許・技術情報のディスクロージャーについて考える研究会報告書」が2003年(平成15年)に公表された。報告書の内容は、経済産業省から「特許・技術情報の開示パイロットモデル」として公表され、その中でIRにおけるモデルの活用と「知的財産報告書」の開示が提案された。そして、2004(平成16年)年1月には、経済産業省から「知的財産情報開示指針」が公表され、この指針に基づき、30社程度の企業が情報開示を行った。これらは主に特許・技術情報等の知的財産に着目した開示であった。

これをさらに発展させる形で、各社固有の強みとなる知的財産を活用し、より広い概念である知的資産経営について、経営者の視点から情報開示する際のガイドラインとして2005年(平成17年)に「知的資産経営の開示ガイドライン」が公表された。さらに、2006年(平成18年)7月には日本公認会計士協会から「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について(経営研究調査会研究報告第29号)」が公表されている¹³。

(3)「知的資産経営の開示ガイドライン」

2005年(平成17年)に経済産業省から公表された「知的資産経営の開示ガイドライン」は、知的財産よりも幅広い知的資産経営を対象としており、将来の価値創造に向けた経営者の方針を分かり易いストーリーで示し、信憑性を高めるために裏付け指標(知的資産指標)を用いる方法を示している。ガイドラインの概要、特徴、例示されている指標は、次のとおりである¹⁴。

(1) 概要

①知的資産経営報告の基本的目的

企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるため の活動を、経営者がステークホルダーにわかりやすいストーリーで伝え、

¹³⁾ 広瀬義州編著『特許権価値評価モデル PatVM 活用ハンドブック』東洋経済新報社、2005年、198-201頁。日本公認会計士協会「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」経営研究調査会研究報告第29号、2006年、1頁。

¹⁴⁾ 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」2005年、3-16頁。

企業とステークホルダーとの間での認識を共有すること。

②開示企業

公開企業・非公開企業、中小企業等

③対象とするステークホルダー

投資者にウェイトを置いているが、従業員・取引先・債権者・地域社 会等も考慮。

④開示内容

経営者の目から見た知的資産経営の全体像をストーリーとして示し、 企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てている。指標 によって、定性情報中心に記述された価値創造ストーリーの信憑性を裏 付ける。

⑤開示媒体

独立の報告書を発行する他、アニュアルレポートやサステナビリティレポート等の既存の開示文書の一部として開示することも可能。

⑥開示の強制度

企業が自らの強みを積極的に開示できるようにするため、また、当面 は普及啓蒙を図るため、任意開示とする。

(2) 特徴

①価値創造ストーリー

知的資産経営報告では、経営哲学・経営方針・戦略等の定性情報を含んだ価値創造ストーリーを用いて、将来情報についても説得的に示すことが重要である。

②裏付け指標

35の指標が例示されているが (図表5参照)強制力はない。その理由は、

- ・知的資産経営の実践と開示内容は各社毎に異なることに意味があるため、価値創造ストーリーを裏付ける指標を特定したり、開示を強制したりすることで企業の独自性が損なわれることを避けたため。
- ・開示促進の意味から、開示企業の負担をできるだけ軽くすることに配

図表 5 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」における知的資産指標の例示¹⁵⁾

①経営スタンス/リーダー シップ	経営スタンス・目標の共有、浸透の度合
②選択と集中	製品・サービス、技術、顧客・市場等の選択と集中の状況
③対外交渉力/リレーショ ンシップ	川上、川下など対外的な関係者「販売先、顧客、仕入先、 資金調達」に対する交渉力、関係性の強さ
④知識の創造/イノベーション/スピード	新しい価値創造の能力効率、事業経営のスピード
⑤チームワーク・組織知	組織(総合)力、個々の能力等の組織としての結合状況
⑥リスク管理/ガバナンス	リスクの認識・評価対応、管理、公表、ガバナンスの状況
⑦社会との共生	地域・社会等への貢献等の状況

慮したため。

③財務報告との関係

価値創造ストーリーは将来情報を含むため、知的資産経営報告の開示 内容は、今後の収益の源泉として期待できるものの説明を含んでおり、 次期以降の業績に反映され得る。また、財務状況と照らし合わせること により、将来の価値創造ストーリーの実現可能性をある程度判断できる。

④評価側留意点の記載

開示側の留意点だけではなく、評価する側の留意点も記載される。

(3) 知的資産指標

知的資産指標として図表5に示す7項目35指標が例示されている。

(4) 知的資産経営報告の実態

上記の経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」の公表以降、知的財産や知的資産経営に関する情報開示は、着実に進んでいる。2007年(平成19年)11月末現在、わが国で知的資産経営報告書を公表している企業は26社、アニュアルレポート等を通じて情報開示を行っている企業は5社である16)。

¹⁵⁾ 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン 別紙 | 2005年、1-28頁。

¹⁶⁾ 経済産業省知的財産政策室 http://www.meti.go.jp/policy/intellectual assets/jirei.html

こうした取り組みが進展し、知的財産や知的資産経営の情報開示がわが国で定着していくことにより、ステークホルダーの認識や分析能力が向上し、コミュニケーションの円滑化が期待される。知的財産や知的資産経営の情報開示は、本来、開示媒体を限定せず、アニュアルリポートや説明会用の資料等の最適な開示媒体を選択することが望ましく、実際にそれらの開示媒体を組み合わせて情報開示を行っている企業もみられる。

3. 知的財産報告の課題

知的財産情報は、既に企業価値評価にも活用されており、例えば、経済産業省ブランド価値評価研究会の「ブランド価値評価モデル」はそのスタンダードともなっている。

知的財産にとどまらず、知的資産とそれを活用した知的資産経営についても情報開示が進展しているが、企業とステークホルダーとの一層の相互理解に向けて、企業側としては情報開示の内容・方法について工夫し、ステークホルダーが使いやすく利便性に富む情報を提供していくことが必要となっている。また、ステークホルダーは、これらの情報を積極的に企業価値分析に取り込み、分析精度を向上させることが必要である。

中長期的な視点に立って企業の成長性を分析する投資者等は、既に知的財産や知的資産経営等の情報の分析を行っており、その際の評価の視点は図表6のようなものである。企業がこれらに留意した情報開示を行うことで、資本市場におけるコミュニケーションが進み、知的財産や知的資産経営情報がより重視されるようになることが望まれる「いっ。

さらに、企業の情報開示のあり方を考える際に、知的財産報告、財務報告、 および、次節で述べる環境報告・CSR報告との関係をどのように確保する のか、EBR (Enhanced Business Reporting)の中で、知的財産の報告をどの ように位置づけるのか、そして、企業の情報開示全体の枠組みをいかに構築

¹⁷⁾ 経済産業省、前掲(注1)、25頁。

図表 6 知的財産報告の要点18)

- ①経営方針やビジョンが明確に提示され、一貫性があるか
- ②財務情報と非財務情報の関係性が明確か
- ③取材・インタビューや現場訪問・説明会等の知的資産経営の「直接対話」に 誠実か
- ④企業価値を向上させる知的資産の「先行投資」を行っているか
- ⑤同業他社と比較して差別化された強みを提示しているか
- ⑥経年変化の分析を通じて中長期的なストーリーが描けるか
- ⑦「利益の源泉」が確認できるか
- ⑧読み手を意識して分かりやすく簡潔に開示されているか

するか、などが課題として残されている。

Ⅲ 環境報告・CSR 報告

1. 環境報告・CSR 報告の意義

地球温暖化、エネルギー・水・天然資源の枯渇や生物多様性の喪失等さまざまな地球環境問題が深刻化し、また、人口増加や経済規模の拡大とグローバル化が人類の生存基盤や人間社会の持続性に危機をもたらせている。環境問題は、地球の構成員すべてに関わるが、とりわけ活動から生じる環境負荷の大きさから、その解決に重要な役割を担っているのが企業である。企業活動のグローバル化が進み、環境への影響も複雑となる中で、これまでのような規制を中心にした環境対策だけではなく、環境配慮と企業経営とを統合した環境経営が求められるようになった。同時に、企業の環境経営の取組状況について積極的に情報開示を行い、社会からの評価を受け、経営に反映していくために、環境報告書の作成・公表が広まってきた。その後、環境の問題にとどまらず、企業の社会的責任全般について対応し、情報を開示することが求められるようになり、「CSR (Corporate Social Responsibility)報告書」、「社会・環境報告書」、「サステナビリティ報告書」などが作成・公表される

¹⁸⁾ 同上。

図表7 環境報告・CSR 報告を実施・利用するメリット

企業が環境報告・CSR 報告を行うメリット

- ①社会に対する説明責任に基づく情報開示
- ②ステークホルダーに有用な情報の提供
- ③企業と社会との誓約・評価による環境・ CSR 活動の推進
- ④企業内部での環境・CSR 活動の方針・ 目標・行動計画等の策定・見直しのため に役立つ
- ⑤経営者や従業員の意識向上、行動促進に 役立つ

ステークホルダーが環境報告・CSR 報告 を利用するメリット

- ①環境や社会的責任に配慮した製品・サービスを選ぶ際に役立つ
- ②SRI や環境配慮融資を行う際に役立つ
- ③環境や社会的責任に配慮したサプライチ エーンマネジメントの一環として入札や 発注等を行う際に役立つ
- ④公害防止対策や環境事故の未然防止の取り組み等を知るのに役立つ
- ⑤所轄地域内の環境負荷を把握することに 役立つ

ようになっている(以下、これらをまとめて環境報告・CSR報告とする)。

環境報告・CSR 報告は、企業が、自社が実施する環境活動の内容や事業活動によって生じた環境負荷情報とその削減状況、社会的活動などを、ステークホルダーに対して自主的に情報開示する冊子である。このような環境報告・CSR 報告を企業が実施することによって、企業やステークホルダーが得られるメリットには、図表7に示すようなものがある¹⁹⁾。

企業が環境報告・CSR 報告を行うメリットとしては、企業外部に対するメリットと企業内部でのメリットの両方がある。企業外部に対するメリットとしては、

- ①社会に対する説明責任に基づく情報開示手段として役立つ。
- ②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供することができる。
- ③企業と社会との誓約・評価によって環境・CSR 活動を推進させることができる。

といった点があげられる。環境問題や社会的責任に対して企業がどのように

¹⁹⁾ 環境省「環境報告ガイドライン―持続可能な発展を目指して― (2007年版)」、2007年、 11-13頁、20-22頁、他。

取り組んでいるかを公表することは、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進させるツールとして役立ち、企業の信頼や企業価値を高めることにつながる。また、企業内部でのメリットとして、

- ④企業が、環境・CSR 活動の方針・目標・行動計画等を策定し、見直しするために役立つ。
- ⑤経営者や従業員の意識向上、行動促進に役立つ。

といったことが期待できる。報告書作成過程における情報収集や報告書を利用した社内教育を通して社内コミュニケーションが促進され、問題箇所やチャンスを認識して経営戦略に結びつければ企業価値を高めることにもつながる。

一方、ステークホルダーが環境報告・CSR 報告を利用するメリットとしては、ステークホルダー毎に次のようなことがあげられる。

- ①顧客が、環境や社会的責任に配慮した製品・サービスを選ぶ際に役立つ。
- ②株主・投資者・金融機関が、SRI や環境配慮融資を行う際に役立つ。
- ③取引先が、環境や社会的責任に配慮したサプライチェーンマネジメントの 一環として入札や発注等を行う際に役立つ。
- ④地域住民が、工場等における公害防止対策や環境事故の未然防止の取り組 み等を知るのに役立つ。
- ⑤行政が、所轄地域内の環境負荷を把握することで環境行政に役立つ。

このような環境報告・CSR 報告については、欧州を中心に規制やガイドラインが策定され、開示がなされてきた。わが国でも環境省が「環境報告書ガイドライン」等を公表し、実務への普及を後押ししてきた。そこで以下では、環境報告・CSR 報告に関する海外の動向をみた上で、わが国におけるガイドライン等の整備の状況と開示実態を取り上げることとする。

2. 環境報告・CSR 報告の現状

(1) 海外の動向とその影響

海外では、欧州を中心として、1990年代後半から環境・CSR 情報の開示に関する取組みがなされ、各国で法規制やガイドラインが策定されてきた。環境報告書の作成が義務づけられている国もあり、例えばデンマークでは環境計算書法²⁰によって、オランダでは環境管理法²¹⁾によって、一定の業種の企業は環境報告書を作成し、政府に提出しなければならない。また、環境報告・CSR 報告のガイドラインを有する国も多く、デンマークの社会・倫理報告に関するガイドライン²²⁾ および中小企業向けの社会報告に関するガイドライン²³⁾、イギリスの環境に関する主要業績指標ガイドライン²⁴⁾、オランダの持続可能性報告ガイド²⁵⁾などがある。この他に、アニュアルレポートで環境情報やCSR情報の開示を求める国もあり、例えば、ドイツ²⁶⁾、デンマーク²⁷⁾、イギリス²⁸⁾、オランダ²⁹⁾、フランス³⁰⁾などが該当する。

一方、アメリカには環境・CSR 報告書の作成に関するガイドライン等は存在しないが、スーパーファンド法等の環境法規制が強化される中、環境問題は企業の支出や債務に直結するようになり、投資者等の意思決定に必要であるという観点から関連する会計基準等が整備されてきた³¹⁰。環境情報の開

²⁰⁾ grønne regnskabs, 2001.

²¹⁾ Dutch Law environment management, 2005.

Danish Ministry of Environment, Vejledning om grønne regnskaber-til virksomheder og miliomyndigheder. 2001.

²³⁾ Danish Ministry of Social affairs, Sociale Regnskaber i mindre og mellemstore virksomheder, 2001.

²⁴⁾ Department for Environment, Food and Rural Affairs, Environmental Key Performance Indicators: Reporting Guidelines for UK Business, 2006.

²⁵⁾ Dutch Ministry of Economic affairs, Guide to Sustainability Reporting, 2003.

²⁶⁾ Deutscher Rechnungslegungs Standard Nr. 15, 2005.

²⁷⁾ Danish Financial Statement Act, chapter 11, section 99-4, 2001.

²⁸⁾ Company Bill, 2006.

²⁹⁾ Richtlijn 400, section 117-123, 2003.

³⁰⁾ Decret no 2002-221, 2002,

³¹⁾ 具体的には、1989年の EITF 89-13 「アスベストの除去コストの会計処理」、1990年の EITF 90-8 「環境汚染処理コストの資本化」、1996年の SOP 96-1 「環境修復負債」、

示が財務会計の観点から求められてきたことはアメリカの特徴である。

このように各国で規制・ガイドラインが整備されるとともに、企業による環境報告・CSR報告も拡大している³²⁾。また、企業が発行する報告書は、1990年代の終わりまでは、環境や安全衛生に関する問題を取り上げたものが主流だったが、近年、社会的問題に関する記載を拡充させる傾向が続いており、環境報告書からサステナビリティ報告書へのシフトが確実に進んでいる³³⁾。これは、環境への影響だけではなく、企業のもつ社会的・経済的な影響の重要性に対して目が向けられるようになっていることを反映している。

(2) 環境報告・CSR 報告のガイドライン等の整備状況

わが国では、環境省が中心となって環境報告書の普及とレベルアップが図られてきた。欧米のリーディング企業にならって、1990年代後半からわが国の企業も自社の環境配慮活動をまとめた冊子を環境報告書として公表し始めたが、当初は PR 的な要素が強く、報告書の分量や開示されている内容も企業ごとに相当な差がみられた。これを改善するために環境省が2001年(平成13年)2月に「環境報告書ガイドライン2000年版」を公表した。また、2001

²⁰⁰¹年の SFAS 第143号「資産除却債務の会計」、2005年の FASB 解釈第47号「条件付資産除却債務の会計処理 | 等があげられる。

³²⁾ 環境報告・CSR 報告の実態の国際的動向を示す調査として、KPMG「企業責任報告に関する国際調査2005」がある。調査対象は、グローバルフォーチュン500社のうちの上位250社(G 250企業)と、先進国16カ国(オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカ)における上位100社(N 100企業)の2つのグループ。報告書の収集期間は2004年9月~2005年1月。この調査によれば、世界の大企業250社(G 250)の64%(161社)が、環境・CSR情報を独立した報告書またはアニュアルレポートの一部として公表している。独立した報告書を発行している企業は、2002年調査では45%(112社)、2005年調査では52%(129社)と、増加傾向が伺える。また、先進国16カ国の各国の上位100社(N 100企業)のうちの41%(658社)が環境・CSR情報を独立した報告書あるいはアニュアルレポートの一部として公表している。このうち独立した報告書を発行する企業の割合は、2002年の調査では23%、2005年には33%(525社)に拡大している。

³³⁾ KPMG の調査 (同上) によると、2002年調査の時点から最も顕著な変化は、企業が独立した報告書として発行する報告書の種類である。2002年に約70%を占めていた環境・安全衛生 (EHS) 報告が、2005年時点では約20%に減り、一方で2002年には14%であった持続可能性報告書 (環境・社会・経済的側面を含む) が2005年にはG250企業でほぼ70%、N100企業ではほぼ50%まで急増している。

年(平成13年)6月には経済産業省が「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン」を公表し、国際標準化を念頭においてステークホルダーの視点を重視するガイドラインを提示した。

その後、企業の環境報告書は質・量ともに飛躍的に改善され、実務の進展に合わせて、2004年(平成16年)3月には環境省から「環境報告書ガイドライン 2003年度版」が公表された。環境省のガイドラインは、近隣アジア諸国でも同様のガイドラインが作成されるなど国際的にも影響を与えた。

さらに、環境報告書に関する大きな動きは、2005年(平成17年)4月に「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」が施行されたことである。この法律は、企業等が環境報告書などを通じて、環境情報を開示し、その情報が社会の中で積極的に活用されるよう促すことを目的としている。大企業には環境情報の公表を努力義務とし、特定事業者には環境報告書の作成を義務づけた。この特定事業者には、国立大学、日本郵政、NHK、NTT、JR、日本道路公団などが含まれ、国立大学では60大学法人すべてが既に環境報告書を公表している。

また、わが国の企業が環境報告書を作成する際に、環境省ガイドラインとともに GRI ガイドライン (後述) にも準拠する企業が増加してきたことから、2005年(平成17年)には「環境報告書ガイドラインと GRI ガイドライン併用の手引き」 が作成された。その後、「環境報告書ガイドライン 2003年度版」策定後の国内外の動向を踏まえ、また、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ報告書」や「社会・環境報告書」、「CSR 報告書」等が増えるなど、報告書の名称や報告内容が多様化してきたことから、環境報告書以外の報告書作成の際にも利用可能なように「環境報告ガイドライン」と名称を改め、新しいガイドラインが2007年(平成19年)に公表された。この改訂にあたっては、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン (2002年度版)」との統合を図る等、必要な見直しも行われた(図表8参照)。また、環境報告に関連の深い環境マネジメントや環境会計に関するガイド

2001年2月	環境省「環境報告書ガイドライン2000年度版」
2001年6月	経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポーティングガ イドライン」
2004年3月	環境省「環境報告書ガイドライン2003年度版」
2005年4月	環境省「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配 慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」施行
2005年7月	環境省「環境報告書ガイドラインと GRI ガイドライン併用の手引き」
2007年6月	環境省「環境報告ガイドライン2007年度版」

図表8 環境報告をめぐるガイドライン策定等の動き

ライン等として、環境省「環境会計ガイドライン」(最新版は2005年版)、エコアクション21、ISO14001等の環境マネジメントシステムなどがあり、環境報告書はこれらのしくみとともに企業の環境経営を支援するツールの1つとして位置づけられている。

(3) 「環境報告ガイドライン2007年版 |

環境省が2007年(平成19年)に公表した「環境報告ガイドライン2007年版」 の概要は次のとおりである。

①環境報告の基本的目的

企業等が事業活動における環境負荷および環境配慮等の取組状況に関する 説明責任を果たし、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提 供するとともに、環境コミュニケーションを促進するためのもの。

②対象とするステークホルダー

顧客(消費者を含む)や生活者、株主や金融機関、投資者、取引先、従業員およびその家族、学識経験者や環境報告書 NGO、消費者団体、学生、地域住民、行政等。

③一般的報告原則

目的適合性、信頼性、理解容易性、比較容易性

④開示企業

上場企業や大規模事業者 (質の高い報告書)、中小企業 (段階的取組が望ましい)

⑤開示媒体

環境報告書 (その他の名称を含む)

⑥創意工夫の勧め

企業の創意工夫により、企業の特色が反映された環境報告が作成・公表されることが望ましい。

なお、「環境報告ガイドライン2007年版」に基づく環境報告の内容は、(1)基本的項目、(2)環境マネジメント等の環境経営に関する状況、(3)事業活動に伴う環境負荷およびその低減に向けた取組の状況、(4)環境配慮と経営との関連状況、(5)社会的取組の状況、の5つであり、具体的な項目は図表9に示すとおりである。

図表 9 環境省「環境報告ガイドライン (2007年版)」の記載項目

(1) 基本的項目 (BI)

BI-1:経営責任者の緒言

BI-2:報告にあたっての基本的要件 BI-2-1:報告の対象組織・期間・分野

BI-2-2:報告対象組織の範囲と環境負荷の捕捉状況

BI-3: 事業の概況 (経営指標を含む)

BI-4:環境報告の概要

BI-4-1:主要な指標等の一覧

BI-4-2: 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

BI-5: 事業活動のマテリアルバランス (インプット、内部循環、アウトプット)

(2) 環境マネジメント指標 (MPI)

MP-1:環境マネジメントの状況

MP-1-1: 事業活動における環境配慮の方針 MP-1-2: 環境マネジメントシステムの状況

MP-2:環境に関する規制の遵守状況

MP-3:環境会計情報

MP-4:環境に配慮した投融資の状況

MP-5: サプライチェーンマネジメント等の状況

MP-6:グリーン購入・調達の状況

MP-7:環境に配慮した新技術、DfE 等の研究開発の状況

MP-8:環境に配慮した輸送に関する状況

MP-9: 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

MP-10:環境コミュニケーションの状況

MP-11:環境に関する社会貢献活動の状況

MP-12:環境負荷低減に資する製品・サービスの状況

(3) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 (オペレーション指標: OPI)

【インプット】

OP-1:総エネルギー投入量及びその低減対策

OP-2:総物質投入量及びその低減対策

OP-3:水資源投入量及びその低減対策

【内部循環】

OP-4: 事業エリア内で循環的利用を行っている物質量等

【アウトプット】

(製品・商品)

OP-5:総製品生産量又は総商品販売量

【排出物·放出物】

OP-6: 温室効果ガスの排出量及びその低減対策

OP-7:大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

OP-8: 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

OP-9: 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

OP-10:総排水量等及びその低減対策

(4)「環境配慮と経営との関連状況」を表す情報・指標 (EEI) (環境効率指標:EEI)

(5) 「社会的取組の状況」を表す情報・指標 (SPI)

SP-1: 労働安全衛生に関する情報・指標

SP-2:雇用に関する情報・指標

SP-3:人権に関する情報・指標

SP-4:地域及び社会に対する貢献に関する情報・指標

SP-5:企業統治 (コーポレートガバナンス)・企業倫理・コンプライアンス及 び公正取引に関する情報・指標

SP-6:個人情報保護に関する情報・指標

SP-7: 広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標

SP-8:企業の社会的側面に関する経済的情報・指標

SP-9:その他の社会的項目に関する情報・指標

(4) GRI ガイドライン

環境報告書や CSR 報告書の作成にあたって、環境省のガイドラインとともに多くの企業が利用しているガイドラインとして、GRI (Global Reporting Initiative) が公表した国際的なガイドライン「サステナビリティリポーティング・ガイドライン (Sustainability Reporting Guideline)」(GRI ガイドライン) があげられる。GRI は、「環境に責任を持つ経済のための連合」(Coalition for Environmental Responsible Economies, CERES) が国連環境計画 (United Nations Environment Programme, UNEP) などの協力で開始したプログラムで、国際的なサステナビリティ・リポーティングのガイドライン作りを使命とする非営利団体である。マルチステークホルダー形式をとっており、企業・市民団体・投資機関・学術界・非政府機関・労働組合・会計士等、世界各地の様々な立場のメンバーがガイドライン作成や継続的改善のためのワーキンググループに採用され、公開草案に対する一般からの意見も募っている。

GRI は、2000年に「GRI ガイドライン第 1 版」を発行し、2002にはその改訂版である「GRI ガイドライン2002(第 2 版)」を発行した。最新のものは、「GRI ガイドライン2006年版(G3 ガイドライン)」である。GRI ガイドラインは世界各国の企業等に利用されている。わが国でも多くの企業が採用しており、GRI のデータベースには、2007年 7 月時点で、日本企業272社が登録されている³4。

この GRI ガイドラインは、環境・社会・経済のトリプルボトムライン (Triple bottom line, TBL) の考え方に基づいている。これは、持続可能な発展を目指す企業は、経済面のボトムライン (利益) だけではなく、環境面や社会面にも配慮し、この3つの側面を統合的に取り込んだ経営をすべきであるという考え方である。

このトリプルボトムラインは欧米で提唱された考え方であり、実践も欧米

³⁴⁾ Global Reporting Initiative, http://www.globalreporting.org/Home

企業が先行している。その背景として、企業活動がグローバル化するに伴い、多国籍企業の発展途上国での利益を優先した企業活動への批判が出て、人権や環境分野の NGO 等がそれを指摘し、企業経営にも重大な影響を及ぼしてきたという事情がある。このような動きが活発な欧州では、問題への事後的対応では不十分なことが認識され、CSR やトリプルボトムラインが企業戦略の主軸に位置づけられるようになってきたのである。

2006年に公表された G3 ガイドラインでは、開示情報の決定と報告組織範囲の設定に関して、①「情報の重要性(マテリアリティ)」を考慮しながら開示すべき情報を決定すること、②組織の支配・影響力およびインパクトの大きさを考慮しながら報告組織範囲を設定すること、を要求している。これまでは、開示情報の決定や報告組織範囲の設定にあたって報告企業に一定の自由度が事実上認められていたが、G3 ガイドラインでは、CSR 報告を行う組織に対し、開示情報の決定や報告組織範囲の設定においてより一層の透明性を求めており、今後の報告書作成実務に影響を与えると思われる。

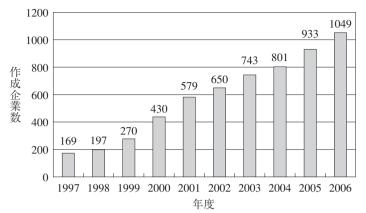
(5) 環境報告・CSR 報告の実態

①環境報告書作成企業数の推移

環境省が毎年行っている「環境にやさしい企業行動調査」によると、わが国における環境報告書作成企業数は、1990年代後半から増加の一途をたどっている。2006年(平成18年)度の調査では、有効回答数2,744社のうち「環境報告書を作成・公表している」と回答した企業等が37.8%、1,049社あり、2005年度(平成17年)に比べて116社増加している(図表10参照)。これほど多くの企業が環境報告書を公表しているという状況は、国際的にみてもトップレベルにある⁵⁵。

②社会・経済的側面の記載の拡大

³⁵⁾ KPMG の調査 (前掲、注32)によると、各国のトップ企業100社による独立した報告書についての各国の開示状況は、日本 (80%) とイギリス (71%) が突出しており、以下、カナダ (41%)、フランス (40%)、ドイツ (36%)、アメリカ (32%) と続く。先進国16カ国の平均は32.7%である。なお、報告書の発行数は2002年調査の時点と比較して、2005年にはほとんどの国で大幅に増加している。



図表10 わが国の環境報告書作成企業数の推移36)

環境報告書を作成していると回答した1.049社についてみると「環境面だ けでなく、社会・経済的側面も記載している | 企業が65.7%となっており、 2005年(平成18年) 度の調査結果の585社に比べて689社に増加し37)、環境面 の取り組み内容だけではなく、社会的側面等を含んだ報告書が増加している ことが伺える。

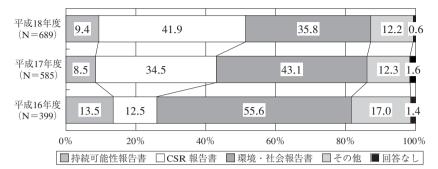
この「環境面だけでなく、社会・経済的側面も記載している」と回答した 企業等が、どのような形式の報告書を作成・公表しているかについては、 「CSR 報告書 | が41.9%と2005年度の調査結果と比較して7.4ポイント増加 し、「環境・社会報告書」は35.8%と7.3ポイント減少している(図表11参照)。 このことから、海外では環境報告書からサステナビリティ報告書へのシフト がみられたように、わが国では環境報告書から CSR 報告書へのシフトが起 こっていることが伺える。

③環境報告・CSR 報告のインセンティブ

わが国で環境報告が盛んになってきた背景としては、環境省等がガイドラ インを公表したことの他に、企業にとって様々なインセンティブが存在する

³⁶⁾ 環境省「平成18年度 環境にやさしい企業行動調査結果 概要版」、2007年、5頁。

³⁷⁾ 同上、6頁。



図表11 社会・経済的側面の記載手段38)

ことがあげられる。

例えば、わが国には、2つの環境報告書表彰制度が存在する。1つは、環境省と地球・人間環境フォーラムが実施している「環境コミュニケーション大賞(旧環境レポート大賞)」であり、もう1つは、東洋経済新報社とグリーンリポーティング・フォーラムが共催する「環境報告書賞・サステナビリティ報告書賞」である。また、環境報告書の格付け(トーマツ審査評価機構)や、環境経営格付機構をはじめとする複数の環境格付が存在しており、環境情報開示が格付け評価のひとつとして用いられている。この他に、社会的責任投資(SRI)の一種であるエコファンドが、わが国では1999年(平成11年)に発売されて以来、2007年(平成19年)9月時点には50の公募 SRIファンドが存在し、規模は4,000億円に拡大している3%。企業の環境報告書や CSR報告書で開示された情報等を利用して投資対象銘柄の選定が行われている。

これらのしくみは、環境対策や活動を推進する企業を積極的に評価し、企業イメージのアップや株価の上昇に寄与すると同時に、環境対策に消極的あるいは環境活動を実施していない企業に対して結果的にペナルティを課すこととなる。企業が適切な環境対策の実施とその情報開示に消極的であり続け

³⁸⁾ 同上、同頁。

³⁹⁾ 環境テーマ型ファンド (環境ビジネスに投資するタイプ) を含めると規模は8,400億円となる。社会的責任投資フォーラム編『日本 SRI 年報 2007』 2007年。

るならば、企業活動の様々な側面で不利な影響を受けることにもなりかねない。企業の環境情報開示が株価にプラスに寄与することを示す実証研究も出てきており⁴⁰、これらは企業の環境報告をさらに後押しするものになると思われる。

④有価証券報告書における環境・CSR 情報開示

環境・CSR 情報は、独立した報告書だけではなく、有価証券報告書の中でも開示がなされている⁴¹。2006年(平成18年)12月時点の調査⁴²によると、東証一部上場1,675社の中で、環境情報を開示した企業の割合は749社(開示割合45%)であり、半数近い企業が環境情報を開示している現状が伺える。開示箇所は、「業績等の概要」104社、「対処すべき課題」387社、「事業等のリスク」(リスクについて)428社、「事業等のリスク」(リスク以外について)99社、「財政状態及び経営成績の分析」67社、「コーポレート・ガバナンスの状況」288社、「連結貸借対照表」(引当金等)46社、「連結損益計算書」(特別損失等)52社である。

この調査から、有価証券報告書において相当の環境・CSR 情報の開示が行われており、とりわけ環境問題をリスクとしてとらえている企業が多いことがわかる。ただし、有価証券報告書は投資者をターゲットとしているため、開示される情報が短期的に財務的影響の高い項目に偏る可能性がある。さらに、環境報告書や CSR 報告書で開示されている情報との相互関係が明らかではないという課題もある。

⁴⁰⁾ 石川博行・向山敦夫「環境情報と企業評価」『會計』第163巻第1号,2003年1月、他。

⁴¹⁾ 日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目 に関する提言」経営研究調査会研究報告第28号、2006 年、6-11頁。

⁴²⁾ 久持英司「有価証券報告書における環境情報の開示実態」『会計・監査ジャーナル』 (日本公認会計士協会)、第20巻第13号 (2008年3月)、89-96頁。調査対象企業は東証 一部上場企業1.675社。

3. 環境報告・CSR 報告の課題

(1) ステークホルダー・エンゲージメント

海外においてもわが国においても、環境報告書から社会的側面等を含んだ CSR 報告書やサステナビリティ報告書へのシフトが進んでいることによって、非常に幅広い範囲の内容が報告書に含まれてきている。また、環境報告・CSR 報告は、投資者、従業員、顧客、供給者、経営層、NGO をはじめとする様々なステークホルダーを対象としているために、情報過多を招いてしまう傾向にある。つまり、分厚く、詳細で、しばしば読む気を殺ぐような報告書が作成されてしまうのである⁴³。

重要なことは、情報量を増加させることではなく、ステークホルダーが必要な意思決定を行えるよう、適切な情報を提供するということである。企業にとって、これまでは「何を報告できるか」で報告書の記載内容を決定していたところが多かったが、むしろ、「何を報告すべきか」(ステークホルダーにとって重要な問題は何か)を決定することが必要になってきている。そこで求められてきているのがステークホルダー・エンゲージメントである。

ステークホルダー・エンゲージメントは、開示される情報とステークホルダーの情報ニーズのミスマッチを解消し、ステークホルダーが必要な意思決定を行えるよう適切な情報を開示するために求められるものである。

このステークホルダー・エンゲージメントの考え方は、イギリスの NPO である AccountAbility (正式名称:社会倫理アカウンタビリティ研究所, The Institute of Social and Ethical Accountability) が作成した AA 1000 シリーズで提唱されているものである。そこではステークホルダー・エンゲージメントを中核に置き、計画、指標の特定・情報収集、監査・報告のサイクルを継続的に改善していくプロセスが示されている。ステークホルダー・エンゲージメントを行うことのメリットには、双方向コミュニケーションと信頼の向上、株主価値の増大、市場アクセスの拡大、潜在的なリスクの特定など

⁴³⁾ KPMG、前掲(注32)、20頁。

図表12 企業は環境報告書・CSR 報告書の内容をどのように決定するか440

GRI ガイドライン	42%
ステークホルダーとの協議	21
国の基準や規制等	13
AA 1000	<1

があげられる。

しかし、環境報告・CSR 報告の国際的な現状をみると、企業が報告内容を決定する際に参考にしているのは、図表12にみられるように、GRI ガイドラインが最も多く、ステークホルダーと協議して決定しているのは21%のみであり、また、AA 1000 の原則を適用している企業は1%未満であった。なお、国の基準や規制等に基づくとした企業(13%)の多くが日本企業であったことから、特にわが国企業にはステークホルダー・エンゲージメントが未だ浸透していないことが伺える。

(2)独立した環境報告書・CSR報告書と有価証券報告書との関係

わが国は、独立した環境報告書・CSR 報告書の作成においては世界のトップレベルにあり、有価証券報告書における環境・CSR 情報の開示も増加している。ただし、それぞれで開示されている情報がどのように関連しているのかが明確でない。情報利用者にとっては、あまりに多くの情報が開示されることは望ましくなく、一方で必要な情報が適切な媒体で開示されるように、独立した報告書と有価証券報告書との相互補完関係をどのように構築するかを考えることが必要となってきている。

IV 非財務情報の開示に関する課題

本稿では、知的財産や環境・CSR についての企業の取り組みやその実績を記載した知的財産報告および環境報告・CSR 報告について、それぞれの

⁴⁴⁾ 同上、20頁。

意義、制度、報告の現状等について検討してきた。

わが国では、知的財産報告および環境・CSR 報告についての各種ガイドラインが整備されるとともに、知的財産報告書や環境報告書・CSR 報告書を作成・公表する企業が増加しているが、一方で、未だ解決されていない課題も残されている。

まず、わが国企業は、環境報告ガイドライン等に準拠することに忠実である傾向がみられ、ステークホルダー・エンゲージメントが未だ浸透していない。社会的側面の情報を開示することが潮流となってきているものの、環境情報とは異なり、社会的パフォーマンスの情報として何を開示すべきかについては、社会の認識がまだ流動的である。そのため、ステークホルダーとの意思疎通を行って、開示される情報とステークホルダーの情報ニーズとの間のミスマッチを解消し、ステークホルダーが必要な情報を開示するとともに、ステークホルダーの意見を経営に反映させていくことが望まれており、このステークホルダー・エンゲージメントを、今後わが国企業がどのように取り入れていくべきかが課題となっている。

また、知的財産情報や環境・CSR 情報については、国際的に見ても、アニュアル・レポートにおいて情報開示を要求する流れと、独立した知的財産報告書や環境報告書・CSR 報告書を作成する流れの2つの動きがあり、その両方が存在する国もある。わが国では、独立した報告書の作成が盛んであるが、一方で、知的財産情報や環境・CSR 情報の一部は有価証券報告書でも開示されるようになってきている。ステークホルダーが必要な情報が適切な媒体で開示されるように、制度的な情報開示と、知的財産報告書や環境報告書・CSR 報告書との関係をどのように確保するかが課題である。この問題は、EBR (Enhanced Business Reporting)の中で知的財産報告書や環境報告書・CSR 報告書をどのように位置づけるか、企業の情報開示全体の枠組みをいかに構築するか、という問題とも関わってくる。

これらの課題は、情報の過重負担の問題と併せて検討することが必要である。情報開示の問題は、必要な情報が開示されていないことの他に、情報利

用者の情報処理能力を超える過重開示によっても引き起こされる。年度決算に関して開示される報告書数は、情報開示に積極的な企業では7種に及んでいる。会計ディスクロージャーの水準を考える概念には、「adequate(十分)」、「fair(公正)」、「full(完全)」の概念がある。十分なディスクロージャーとは、ステークホルダーをミスリードさせない程度の最低限のディスクロージャーを意味し、公正なディスクロージャーとは、潜在的なステークホルダーを含めてすべてのステークホルダーを平等に扱う倫理目的のディスクロージャーであり、完全なディスクロージャーとは、ステークホルダーをミスリードさせたり不完全な財務報告を行わせたりしないように、目的に適合するすべての情報のディスクロージャーを意味する。わが国の会計ディスクロージャーは、公正なディスクロージャーが最近になってようやく重視されつつあるものの、完全なディスクロージャーと過剰なディスクロージャーとを勘違いしている向きもあるものの、完全なディスクロージャーと過剰なディスクロージャーとを勘違いしている向きもあるものの、完全なディスクロージャーと過剰なディスクロージャーとを勘違いしている向きもあるものの、完全なディスクロージャーと過剰なディスクロージャーとを勘違いしている向きもあるもの。企業の膨大な情報を活きた情報にするための工夫が必要であるとともに、企業にとっての開示の過重負担を減らすことも必要である。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

【引用文献】

- Danish Ministry of Environment, Vejledning om gronne regnskaber- til virksomheder og miljomyndigheder, 2001.
- 2. Danish Ministry of Social affairs, Sociale Regnskaber i mindre og mellemstore virksomheder, 2001
- 3. Danish Ministry of Science, Technology and Innovation, *Intellectual Capital Statements—New Guideline*. 2003.
- 4. Department for Environment, Food and Rural Affairs, Environmental Key Performance Indicators: Reporting Guidelines for UK Business, 2006.
- 5. Dutch Ministry of Economic affairs, Guide to Sustainability Reporting, 2003.
- 6. German Federal Ministry of Economics and Labor, Intellectual Capital Statement, 2004.
- 7. KPMG「企業責任報告に関する国際調査2005」、2005年。

⁴⁵⁾ 広瀬義州、前掲(注2)、208-209頁。

- 8. Proyecto MERITUM, Guideline for Managing and Reporting on Intangibles (Intellectual Capital Report), 2002.
- Udarbejdet af konsulentvirksomheden ValueCreator med støtte fra Beskæftigelsesministeriet, Sociale Regnskaber i mindre og mellemstore virksomheder, 2001.
- Walker, M. A. and D. S. Schechtman, SEC COMPLIANCE-Financial Reporting and Forms-, Warren, Gorham & Lamont, 2007.
- 11. 石川博行・向山敦夫「環境情報と企業評価」『會計』(森山書店)第163巻第1号(2003年(平成15)1月)、56-71頁。
- 12. 環境省「環境報告ガイドライン―持続可能な発展を目指して― (2007年版)」、2007 (平成19) 年。
- 13. 環境省「平成18年度 環境にやさしい企業行動調査 概要版」、2007 (平成19) 年。
- 14. 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」、2005 (平成17) 年
- 15. 経済産業省「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」、2007 (平成19) 年。
- 16. 古智智敏『知的資産会計』東洋経済新報社、2005 (平成17) 年。
- 17. 社会的責任投資フォーラム編『日本 SRI 年報 2007』、2007 (平成19) 年
- 18. 日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目 に関する提言 | 経営研究調査会研究報告第28号、2006 (平成18) 年。
- 19. 日本公認会計士協会「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」経営研 究調査会研究報告第29号、2006 (平成18) 年。
- 20. 久持英司「有価証券報告書における環境情報の開示実態」 『会計・監査ジャーナル』 (日本公認会計士協会)、第20券第13号(2008(平成20)年3月)、89-96頁。
- 21. 広瀬義州編著『特許権価値評価モデル PatVM 活用ハンドブック』東洋経済新報社、 2005 (平成17) 年。
- 22. 広瀬義州『知的財産会計』税務経理協会、2006 (平成18) 年。
- 23. 早稲田大学知的資本研究会(代表 花堂靖仁)「わが国における企業情報開示の現状と課題」(経済産業省「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査 報告書」、2007(平成19)年、所収、68-116頁)。

【参考文献】

- 1. 環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」、2005 (平成17) 年。
- 2. 國部克彦·伊坪徳宏·水口剛『環境経営·会計』有斐閣、2007(平成19)年。
- 3. 阪智香『環境会計論』東京経済情報出版、2001 (平成13) 年。
- 4. 阪智香「わが国における環境報告・環境会計をめぐる動向」『持続可能社会構築のフロンティア』第5章 (131-145頁)、関学出版会、2004 (平成16) 年。
- 5. 阪智香「英語圏の環境会計」(山上達人・向山敦夫・國部克彦編著『環境会計の新しい展開』白桃書房、2005 (平成17) 年、第5章所収、72-90頁)。
- 6. 阪智香「北米における環境会計情報開示」(河野正男責任編集、環境省総合環境政策

局環境経済課編集協力 『環境会計 A to Z』 ビオシティ、2005 (平成17) 年、第12章所収、198-211頁)。

- 7. 阪智香「大学における環境活動と環境報告書」『企業情報と社会の制度転換Ⅱ』(関西大学経済・政治研究所)研究及書第146巻、2007(平成19)年、1-25頁。
- 8. 新日本監査法人「CSR はどのように報告されているか 2006年度版事例集」、2007 (平成19) 年。
- 9. 日本公認会計士協会「投資家向け情報としての環境情報開示の可能性」経営研究調査 会研究報告第27号、2006 (平成18) 年。
- 10. 日本公認会計士協会「我が国における気候変動リスクに関わる投資家向け情報開示― 現状と課題―| 経営研究調査会研究報告第33号、2007(平成19)年。
- 11. 広瀬義州編著『特許権価値評価モデル PatVM』東洋経済新報社、2006 (平成18) 年。